

# 「幼児教育・保育の無償化」に当たり、 申請手続きが必要な方がいます

10月から始まる「幼児教育・保育の無償化」の対象となる方は、事前手続きが必要な場合がありますので、下表を参考にご確認ください。※無償化の内容等については引き続き「広報とうかい」や村公式ホームページ、子育て応援ポータルサイト「のびのび子育て帳」でお知らせします。

【問い合わせ】子育て支援課認定・給付担当(☎282-1711 内線1184)

## 必要な手続き一覧

対象となる児童	利用施設・サービス	必要となる手続き等
① 3歳～小学校就学前で <b>保育の必要性がある児童</b> (共働き世帯の方など)	▽幼稚園(新制度)、認定こども園(幼稚園として利用)で預かり保育利用なし ▽認可保育所・園 ▽認定こども園(保育園として利用) ▽小規模保育事業等(地域型保育)	● <b>手続きの必要はありません。</b> ▽保育料の支払いがなくなります。 ▽通園送迎費、食材料費、行事費等は無償化対象外のため、利用施設にお支払いいただくこととなります。
	私立幼稚園(新制度に移行していない園)	● <b>「施設等利用給付の認定申請」が必要</b> です。
② 0歳～2歳の <b>保育の必要性がある児童</b> (共働き世帯の方など) <b>で住民税非課税世帯の児童</b>	幼稚園、認定こども園の預かり保育	● <b>「施設等利用給付の認定申請」が必要</b> です。※すでに保育所等の利用を申し込んでいる等、「2号認定」や「3号認定」を受けている方は省略できます。
	▽認可外保育施設 ▽一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	
③ 3歳～小学校就学前で①以外の世帯の児童	▽幼稚園(新制度) ▽認定こども園(幼稚園として利用)	● <b>手続きの必要はありません。</b> ▽保育料の支払いがなくなります。 ▽通園送迎費、食材料費、行事費等は無償化対象外のため、利用施設にお支払いいただくこととなります。
	私立幼稚園(新制度に移行していない園)	● <b>「施設等利用給付の認定申請」が必要</b> です。
	▽幼稚園、認定こども園の預かり保育 ▽認可外保育施設 ▽一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	● <b>無償化の対象外となります。</b>

対象となる方は  
忘れずに申請手続き  
をしましょう!

※▽0歳～2歳で②以外の世帯の児童は、**無償化の対象外となります**。▽認可保育所・園や認定こども園(保育園として利用)、小規模保育事業等を利用している場合には、認可外保育施設や一時預かり事業、病児保育事業の利用料は**無償化の対象外となります**。

## 申請方法

**申し込み**▼10月から利用を開始する方、および既に利用している方は、9月13日(金)までに、子育て支援課(役場行政棟4階)備え付けの「施設等利用給付の認定申請」の申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて申し込みください。※「施設等利用給付の認定申請」の申請書は、「のびのび子育て帳」からもダウンロードできます。